



寒さも和らぎ、春の訪れをそろそろ感じ始める時期になりました。

3月3日は「ひなまつり」ですね。平安時代より女の子の健やかな成長と未永い幸せの願いを込めてひな人形を飾るようになったそうです。桃の花を生け、草餅や菱餅をそなえたりしてお祝いをするご家庭も多いのではないのでしょうか。

また、3月は卒園・卒業シーズンでお別れの季節ですが、4月からの新たな出会いの準備の時期でもありますね。今年は、どんな新たな出会いがあるのかを楽しみに、桜の開花を待ちたいですね。



2017年度 税制改正のポイント

2017年度税制改正法案を政府は、2月3日に国会に提出しました。中小企業に影響を及ぼす改正が多く、優遇税制は見逃さずに活用したいと思います。そこで、今回は、一部の要点を抑えておきたいと思います。

～自社株評価の見直し～

相続税対策に大きなウェイトを占める自社株のルールが見直されます。特定の時期に大きな損失を計上して自社株評価を抑える節税策に対応するために、評価方法を算出する計算式のうち、**利益**が占める比重を現行の3分の1まで引き下げることになりました。

自社株を評価する方法のうち、類似業種比準方式では、配当と**利益**と純資産をそれぞれ「1 : 3 : 1」の比重で反映させており、利益の割合が他に比べて大きいため、例えば役員退職金の支払いや不動産の含み損を整理することなどで、損失を計上し、利益を圧縮して、結果的に自社株評価を大きく引き下げることが可能となっていました。

そのため、2017年度の改正では、比重を「**1 : 1 : 1**」に改め、利益調整での相続税対策が難しくなることに加え、純資産額の大きい会社は自社株評価がこれまでより上昇することになります。

～賃上げ分の法人税軽減～

賃上げた企業の法人税負担を軽くする「所得拡大税制」について、中小企業が前年から2%以上賃上げた時は減税幅を最大22%に拡大することになりました。



《現行制度 3要件》

- ① 与支給総額が基準年度から3%増加
 - ② 給与支給総額が前年度以上
 - ③ 従業員1人当たりの平均給与が前年度以上
- 賃上げ総額の10%を法人税額から税額控除できる。



《2017年度改正》

前年度比2%以上の条件を満たす中小企業を対象
→賃上げ総額の**最大22%**を法人税額から控除できるようにする。

～事業承継税制の拡充～

事業承継の時に生じる自社株の税負担を大きく軽減する「事業承継税制」が拡充されます。

要件を満たせずに納税猶予が取り消された時に、2500万円までの贈与を非課税にできる

「相続時精算課税」が利用できるようになりました。

これまで、自社株の贈与後に要件が満たせなくなれば、「暦年課税」で贈与税が

計算され、多大な税負担が生じていました。改正後は、贈与税の猶予が取り消されることになって、

2500万円までは一律20%の税率となり、加算税も付かず済むようになります。



【婚姻 20 年超の夫婦間贈与特例】

婚姻期間が **20 年**を超えた夫婦間で住宅や住宅取得資金を贈与するときは、贈与税の**基礎控除額 110 万円**に加え **2 千万円まで非課税**になる特例を適用できます。

この非課税制度は、時価よりも低い価格で住宅を渡したときにも適用されます。例えば、5 千万円の住宅を配偶者に 3 千万円で売ったのであれば、その差額の 2 千万円に贈与税をかけられることはありません。この、制度は同じ配偶者からの贈与では一生に一度しか使えません。

【給与以外の所得 20 万円以下について】

勤務先で給与の年末調整が済んでいるサラリーマンは、給与と退職金を除く所得の合計が 20 万円以下なら所得税の確定申告を提出する必要はありません。副業をしてもその収入が、わずかなら申告しなくても良いということになります。



ただし、医療費控除やふるさと納税による寄付金控除などを目的に確定申告するときは、給与所得や退職所得以外の所得も一緒に申告しなければなりません。

たとえ、20 万円以下であっても、課税対象になるので、還付額が少ないのであれば、申告をしない方が**お得**ということもあります。

【セルフメディケーション税制の証明書類】



通信販売等で対象の医薬品を購入した場合、自宅のプリンタで出力した領収書等は証明書類の原本として認められないため、確定申告に用いることはできません。通信販売等の会社に対し、改めて証明書類の発行を依頼する必要があります。

中小企業にありがちなお話として、オーナー経営者と会社は、一心同体ですね。会社の資金繰りが芳しくない時は、経営者が自らの貯金などで融通し、しのぐケースが多いのではないのでしょうか。

そして、その場をしのいでも、返済されずに放置していることはありませんか？

»»» 相続の際には、要注意で経営者の会社への **貸付金は債権として相続**

財産 となります。返済の目途がたっていない場合、遺族にとっては手元に無い財産が遺産に追加されることとなります。

相続税対策をしていたはずなのに、遺族の知らない高額な貸付金の存在が判明し、節税策が台無しになることもあります。

さまざまな節税テクニックの情報は流れていますが、個々の事情に応じて全体像を精査し、会社の将来設計を協議するという建設的な視点で検討をしてみたいかがでしょうか？

»»» **その際は、弊所までお気軽にご相談ください。**



3月の運勢

<p>おひつじ座 心が弾む日々となります。ただ、出費が多くなりそうなので、古きを大切に今の状態を大切にしましょう。</p>	<p>おうし座 他人との距離がうまくいかない月になりそう。気持ちのコントロールでやる気を!</p>	<p>ふたご座 対人関係は良好で、人脈が広がろう。歓送迎会などで、出費が多いので注意。</p>	<p>かに座 自分の時間を確保して、公私の切り替えをうまくいきそう。自分にご褒美を。</p>	<p>しし座 何事もラッキーで、いつも以上の力を発揮できそう。年長者との関係を大切に。</p>	<p>おとめ座 忙しい月で、頑張りすぎても思うような成果が得られないので、サポート役をするとうまいでしょう。</p>
<p>てんびん座 ハッピーな月ですが、計画性をもって目標を高めに行動すると良いでしょう。</p>	<p>さそり座 できるだけ、友人知人と出かけましょう。幸運が待っています。</p>	<p>いて座 苦手なことに挑戦すると、実を結ぶ時期です。今、この瞬間にベストを尽くして。</p>	<p>やぎ座 人の集まる場所に運がありそう。誘いは全て受けて、参加してみましょ。</p>	<p>みずがめ座 今月はアクシオンを起こすのに最適な月です。まさに開運の月です。</p>	<p>うお座 金運が好調です。懸賞への応募などが良いでしょう。周囲のバランスにも気を配りましょう。</p>

★HPのお知らせ★ 【弊所HP】 <http://www.uk-g.co.jp/>
ホームページにスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等を掲載しております。ぜひご覧ください



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

☑ ukz@uk-g.co.jp ☑ <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお待ちしております。